

税

に関する各種お知らせ

給与支払報告書は

1月31日までに提出を

平成21年度(平成20年支払分)の給与支払報告書は、従業員さんの1月1日現在の住所毎に分けて、それぞれの市町村税務関係課へ提出してください。

給与支払報告書は3枚複写(500万円以上は4枚複写)で作成し、1枚目と2枚目は各市町村へ、3枚目(支払い金額が500万円以上は4枚目)は平成20年分の源泉徴収票となつていきますので、必ず従業員さんにお渡しください。なお、中途退職者分についても期日までに提出をお願いします。

還付申告はお早めに

お願いします

所得税の還付申告を、神崎町役場では、2月2日から(佐原税務署では、1月5日から)受け付け

ます。(但し、給与・年金所得者の還付に限ります。)

確定申告期間に入りますと、相談窓口はたいへん混み合いますので、還付金を早く受け取るためには正しい記載による早めの申告をお願いします。還付申告をされる方は以下の点にご注意ください。還付金受取口座は、申告書を提

国・県・町による申告相談会のお知らせ

日時 平成21年1月29日(木)
9:30 ~ 12:00 13:00 ~ 15:30
場所 神崎町役場3階大会議室
持参していただくもの
所得税の確定申告書用紙(郵送された人)
前年の申告書や収支内訳書などの控え
その他、上記申告に必要なもの
申告期間中は混雑が予想されますので、お早目の申告をお願いします。

出されるご本人名義の口座に限ります。

転居や結婚等により住所・氏名が変わったときは、金融機関での変更の手続きもお忘れなく! 記載もれや誤り、源泉徴収票、医療費の領収書、その他必要な書類の添付もれがありますと還付できないことがあります。



個人住民税の寄付金税制が大幅に拡充されました

☆都道府県・市区町村に

対する寄付金

「ふるさと」に貢献したい・応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、都道府県・市区町村に対する寄付金税制が抜本的に拡充されました。

都道府県・市区町村に対する寄付金の内、5千円を超える部分について、個人住民税所得割の概ね

1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除できます。

☆各種団体に対する寄付金

個人住民税の寄付金控除の対象に、所得税の寄付金控除の対象の中から都道府県・市区町村が条例で定めるものが追加されました。

千葉県並びに神崎町では、原則として主たる事務所が県内に所在するものに対してなされた寄付金が対象となります。(共同募金会・日本赤十字社・認定特定非営利活動法人(認定NPO)等)

例外として、学校(キャンパス)を県内に設置する学校法人や国立大学法人、県内で社会福祉事業を実施する社会福祉法人や独立行政法人については、主たる事務所が県外にある場合でも対象となります。

☆施行期日等

平成21年4月1日から施行し、平成20年1月1日以後の寄付金について適用します。なお、控除を受けるには、寄付先の名称・所在地・主たる事務所・寄付者の住所・氏名・金額・期日等を記載した領収書の添付が必要です。